



## 通貨選択型ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合 **特化型**

# 【特別レポート】 第84期決算 分配金のお知らせ

平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2020年7月20日に第84期決算を迎えました。足元の株式市場は、各国の主要金融当局が打ち出した強力な金融緩和策や、経済活動の再開期待等を背景に、上昇傾向となっています。また、選定通貨として為替取引を活用しているエマージング通貨は、6月中には概ね対円で上昇傾向となり、ファンドの基準価額の増上要因となりました。こうした環境のもと、今期末の基準価額は3,529円となりました。ただし、3月の大幅下落以降は4,000円を下回る低水準で推移しており、未だコロナ禍を受けた下落幅のおよそ半分程度の回復に留まっています。加えて、新型コロナウイルスの感染第二波懸念が依然とてくすぶっており、株式市場は今後も不透明感の高い状況が続くと予想されます。

今決算においては、低迷している基準価額水準や足元の不透明な市況動向等を踏まえ、今後の基準価額の中長期的な上昇を目指しつつ、安定した分配を継続するという観点から、分配金を60円（1万口当り、税引前）に引き下げることに致しました。なお、分配金の引き下げに伴う差額（30円）については、ファンドの信託財産に留保され、運用に振り向けられます。

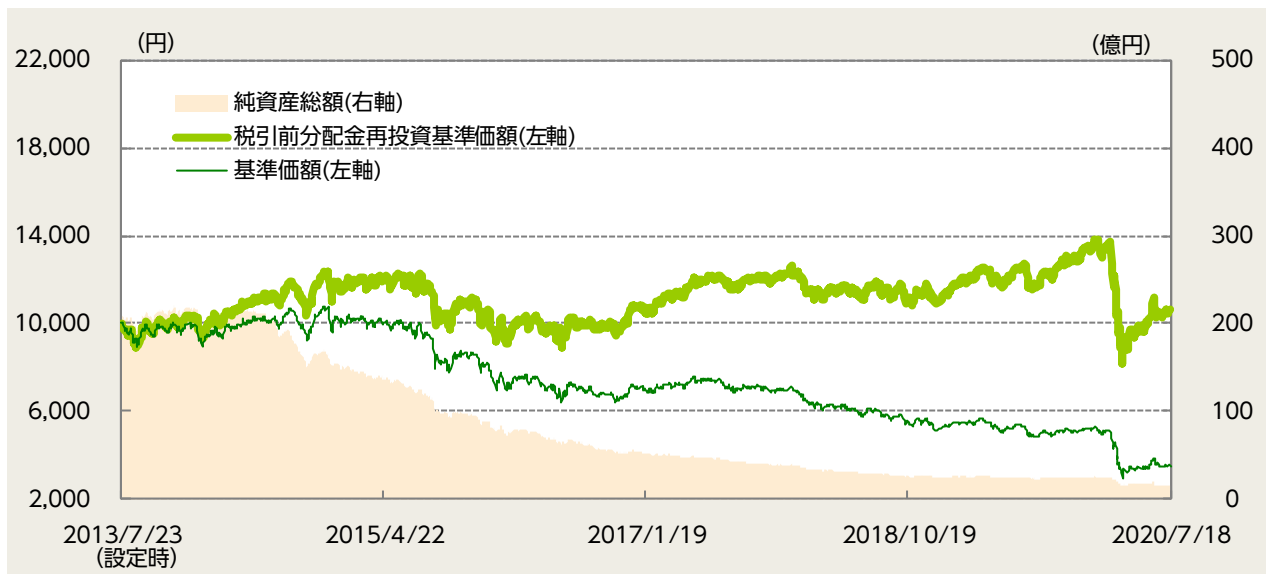
今後も投資対象とする外国投資信託証券を通じ、日本を含む世界各国の株式および上場不動産投資信託等を実質的な主要投資対象とするとともに、為替取引を活用し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行ってまいりますので、引き続きご愛顧たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 分配の推移（1万口当り、税引前）

決算	第78期 (2020/01)	第79期 (2020/02)	第80期 (2020/03)	第81期 (2020/04)	第82期 (2020/05)	第83期 (2020/06)	第84期 (2020/07)	設定来累計額
分配金	90円	90円	90円	90円	90円	90円	60円	7,440円
基準価額	5,255円	5,103円	3,186円	3,447円	3,429円	3,511円	3,529円	

### 基準価額・純資産の推移

当初設定日（2013/7/23）～2020/7/20



※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※基準価額は実質的な信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。

※分配金に関しては、P4の「分配金に関する留意事項」も併せてご確認ください。

## ファンドの特色

- ①世界各国の高配当株式等に投資します。
- ②為替取引を活用して、選定通貨で実質的な運用を行います。

ファンドは、為替取引を行う際にNDF（ノン・デリバラブル・フォワード）取引を利用することがあります。同取引は相対取引であり、為替市場の環境等によっては当該取引にかかる取引相手において、一般社団法人投資信託協会規則に定める1社当りの寄与度が10%を超える場合があります。  
 ファンドの特化型運用においては、当該取引相手のエクスポージャーがファンドの純資産総額の35%を超えないよう運用を行います。当該取引相手に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

- ③毎月決算を行う「毎月決算型」と、年2回決算を行う「年2回決算型」があります。
- 「毎月決算型」と「年2回決算型」との間でスイッチング（乗換え）※を行うことができます。
- ※スイッチング（乗換え）とは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。
- ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

### 基準価額の変動要因

- ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

### 主な変動要因

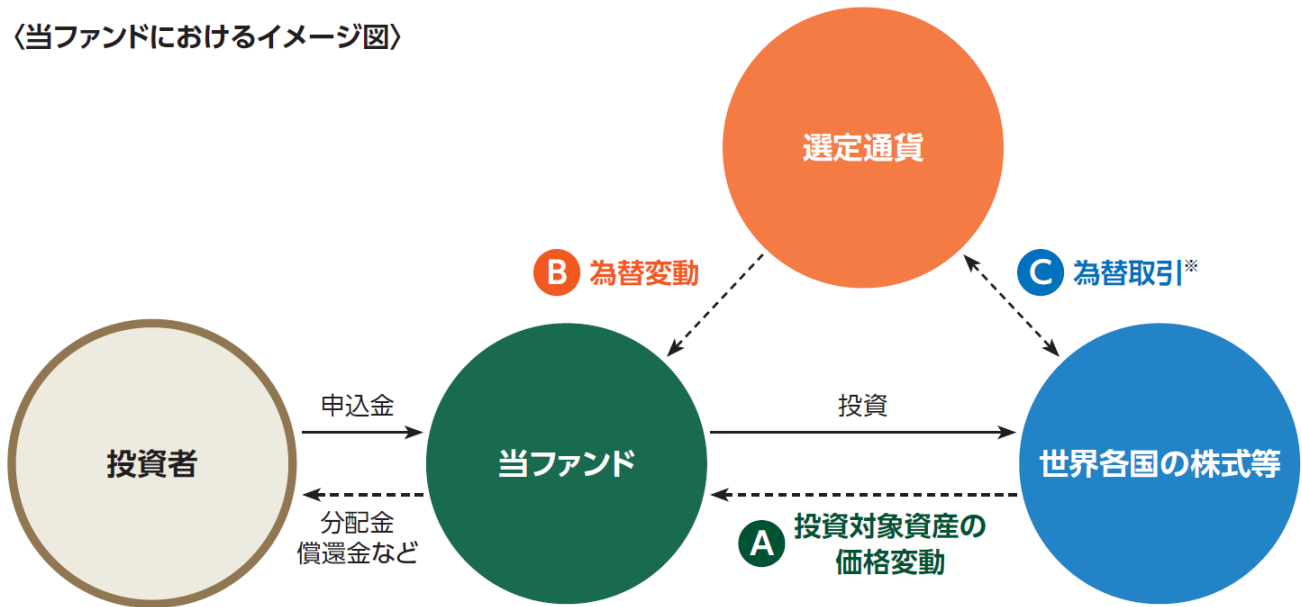
株式投資リスク		株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
不動産投資信託（リート）投資リスク	保有不動産に関するリスク	リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。
	金利変動リスク	リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。
	信用リスク	リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。
	リートおよび不動産等の法制度に関するリスク	リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
為替変動リスク		選定通貨の円に対する為替変動の影響を直接的に受けるため、円に対する選定通貨安の局面ではファンドの資産価値が減少します。 為替取引を活用することにより、選定通貨での実質的な運用を行うことをめざしますが、投資対象資産の通貨である原資産通貨の為替変動リスクを完全に排除できるとは限らないため、ファンドの基準価額は円に対する原資産通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。 選定通貨の金利が原資産通貨の金利より低い場合などには、コスト（金利差相当分の費用）が発生することがあります。 ※ファンドの投資対象とする外国投資信託証券において、NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）取引を行う場合、プレミアム（金利差相当分の収益）やコスト（金利差相当分の費用）は需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。
カントリーリスク		外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。 ❗ 「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」もご確認ください。

## 通貨選択型ファンドの収益イメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。
- 当ファンドでは世界各国の株式等に投資するとともに、為替取引を活用し、選定通貨で実質的な運用を行います。

〈当ファンドにおけるイメージ図〉



※選定通貨が円以外の場合には、当該選定通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

- 当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

収益の源泉	A 世界各国の株式等からの配当収入、値上がり/値下がり	B 為替差益/差損	C 為替取引によるプレミアム/コスト (注)
収益を得られるケース	株式等の価格の上昇、配当収入	円に対して選定通貨高 為替差益の発生	選定通貨の短期金利 > 原資産通貨の短期金利 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の発生
損失やコストが発生するケース	株式等の価格の下落	円に対して選定通貨安 為替差損の発生	選定通貨の短期金利 < 原資産通貨の短期金利 為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)の発生

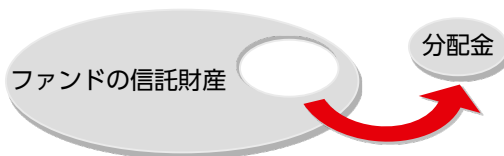
(注) 為替取引を行う際にNDF取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替取引を行う際、プレミアム/コストは、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

・上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

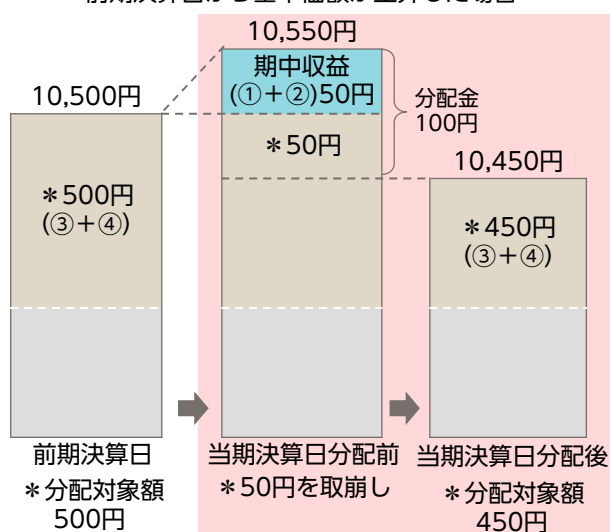
ファンドで分配金が支払われるイメージ



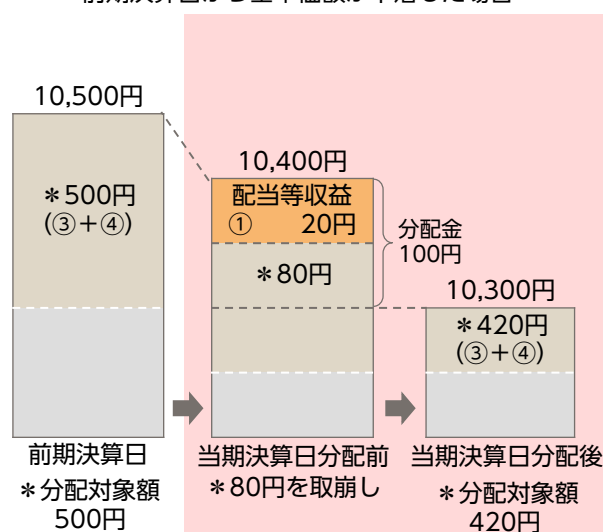
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※ 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

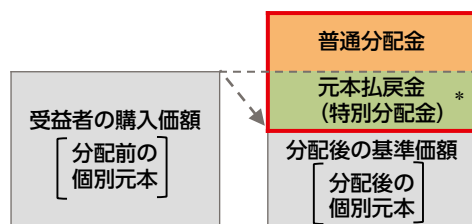
分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

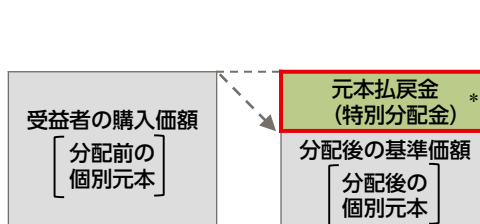
❗ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



\* 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金 (特別分配金) が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※ 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

## 手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

### お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金時	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金・スイッチング（乗換え）の申込みの受付を行いません。
決算・分配	決算日	毎月決算型：毎月20日 / 年2回決算型：毎年1月20日および7月20日 ※該当日が休業日の場合は翌営業日となります。
	収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。なお、「毎月決算型」は年12回、「年2回決算型」は年2回の決算となります。
その他	信託期間	2013年7月23日（火）から2023年7月20日（木）まで
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、各ファンドを繰上償還します。</li> <li>・各ファンドの合計した受益権口数が30億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、各ファンドを繰上償還させることがあります。</li> </ul>
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
	スイッチング（乗換え）	「毎月決算型」と「年2回決算型」との間でスイッチング（乗換え）を行うことができます。スイッチング（乗換え）の際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。

- ❗ ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。


ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用						
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.3% (税抜3.0%) を上限</b> として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。		▶購入時手数料：購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料		
換金時	信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.2375% (税抜1.125%) をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。			▶運用管理費用 (信託報酬) ＝保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率 (年率)	
		信託報酬率 (年率・税抜) の配分	販売会社毎の各ファンド毎の純資産総額			役務の内容
			1,000億円超の部分	500億円超 1,000億円以下の部分	500億円以下の部分	
		委託会社	0.200%	0.250%	0.300%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	0.900%	0.850%	0.800%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.025%			ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		※表に記載の料率には、別途消費税がかかります。				
投資対象とする外国投資信託証券	年率0.725%程度			▶投資対象とする外国投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に <b>年率1.9625% (税込) 程度</b> をかけた額となります。 ※上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用 (信託報酬) は変動します。			▶ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用 (信託報酬)		
監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.011% (税抜0.01%) をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。			▶監査費用：公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用		
随時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。また、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券において、実質的に投資する上場不動産投資信託等には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。		▶売買委託手数料：有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶信託事務の諸費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶借入金の利息：受託会社等から一時的に資金を借入れた場合 (立替金も含む) に発生する利息		

① 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。  
② 詳しくは、投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。

税金

分配時の普通分配金、換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。

ファンドに関するお問合せ先	お申込み・投資信託説明書 (交付目論見書) のご請求は
ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター：0120-762-506 (午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます) ホームページ：https://www.nam.co.jp/	 <b>大和証券</b> Daiwa Securities
委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長 (金商) 第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱UFJ信託銀行株式会社	
	大和証券株式会社 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長 (金商) 第108号 加入協会：日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会